

の給付しないものが仮に一ヶ月以上あるといしますれば、そういう国立学校なり私立学校に入学する子供に対しても教科書を配布するだけの予算の余裕は出て来ると思うのであります。そういうようなことを考えますならば、私は当局の意図次第でよつては二千六年度からでも児童にこういう恩典を与えることができる。こういうふうに思ひます。が、そういう点の御見解、こういう法律であつても公共団体が全部その義務教育の子供に、公立学校において義務教育を受ける子供に給与するものありますか、そういうところの御見解を伺いたいと思います。

○政府委員(辻田力君) ちよつと速記をとめておきます。

○委員長(堀越健郎君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(堀越健郎君) 速記を始め下さい。

○高橋道男君 只今の御説明によりま

すと、法案の趣旨は任意的になつてお

りますけれども、大部分は、大部分と

いうよりも全部が公共団体においてそ

の公立学校の生徒に国書を無料配布す

るといふような御見解でございますの

ようでございまが、それならば先ほどからお話をのように、二十七年度に

おいて是非とも何とかして小学校に入学する生徒全部にこういふ恩典を与える措置を考えるといふようなお約束ができるかどうか、これを念のために伺つておきたいと思います。

○政府委員(辻田力君) 只今の御意見

は誠に御尤もな点が多くござりますので、我々いたしましては是非そういふふうにいたしたいと思つておる次第であります。が、さいますが、審議会にかけまして、十分その点を考慮して、できるだけ実現をするよう計らいたいと思ひます。

○高橋道男君 これは私は児童の教育上非常に重要な影響があると思ひますので、悪くすればやはり官憲民卑といふような観念も与えないと限りません

みたい。こういうことを附加えてこの点の質問は終りたいと思ひます。

○高橋道男君 これが誠に極端な例でありますけれども、学年の中途において自分の行く

学校が、学年の中途において自分の行く

所で、おもろえると、どうことにいたしたいと思います。

○委員長(堀越健郎君) ほかに御発言

はございませんか。

○政府委員(辻田力君) 憲法に定められ

ておられます。併しこれは國方

と見合わなければならんことは当然

といふことは、政府としての根本的な

立場のよどみ、これは説明されてお

ると思ひますが、併しそれに

して、この義務教育といふ大きな課題、これは日本の終戦後に当然教育の一部をとにかくできる範囲内でや

うなことで、最初に入つた所で給与を受けるということにいたした次第でござります。

○高橋道男君 今のお答えで少しつ

きりしないのは、極端な場合においては、入学するなり直ちに一月も二月も

せずに、一日か二日で他に転校しなけ

ればならないという例もあるの

です、事実上……。そういう場合に最

初入学した学校において配給を受けら

れるのか、あるいは一日、二日の場合な

だらうと思ひます。そういう場合には、

お前は転学したのだから恩典を受けら

ば転校したほうにおいて受けられる

のか、いずれにしても無償で受け取

とができるかといふことを念のために

お伺いしたいのであります。

○政府委員(辻田力君) 四月一日から

転校するまでの期間に影響する

と思ひますが、比較的近い期間、即ち

翌日とか、あるいはその二、三日において

いうふうな場合には、まだ恐らく教

科書も廻つてないような場合が多い

だらうと思ひます。そういう場合には

この趣旨が教科書をやらないといふこ

とを趣旨にしているのではないので、

それでおらわれるのでありますか。そ

のためにはどれだけの予算的措置が

本当は理想的に言えばなされなければ

ならない。これとの関連で、この教

科書の問題を我々はやはりここで明か

して置きたいといふ趣意からお聞き

しておるのであります。憲法に規定さ

れておるとところの義務教育の無償とい

[トップ](#) > [政策について](#) > [告示・通達](#) > [告示・通達\(か行\)](#) > [学校給食法並びに同法施行令等の施行について](#)

学校給食法並びに同法施行令等の施行について

文管学第五四三号

昭和二九年九月二八日

各都道府県教育委員会・各都道府県知事・小学校等を附属して設置する国立大学の長あて

文部事務次官通達

学校給食法並びに同法施行令等の施行について

学校給食法(昭和二九年法律第一六〇号。以下「法」という。)は、本年六月三日公布即日施行され、引き続き同法施行令(同年七月二三日政令第二一二号。以下「政令」という。)同法施行規則(同年九月二八日文部省令第二四号。以下「省令」という。)ならびに学校給食実施基準(同年九月二八日文部省告示第九〇号)もそれぞれ施行されました。

法および政令等は、別添のとおりであります。下記の各事項に御留意の上、学校給食の適正かつ有効な運営についての事務処理に遺憾のないよう取り扱われ、本法制定の趣旨を徹底させるよう御配慮願います。

なお、都道府県の教育委員会にあつては、管内の地方教育委員会(小学校等を設置する市町村の組合の執行機関を含む。)に、都道府県知事にあつては、管内の小学校等を設置する学校法人に対し、その旨を御伝達下さい。

記

1 法制定の趣旨

学校給食は、小学校等における教育目的の実現を期するために実施されるもので、これは児童に望ましい食事に関する経験をさせ、それによる食生活の科学的、合理的な進歩向上をめざしている。

このように学校給食を通して児童が日常の食生活に関し、合理的な営みを学びとることは、単に児童の幸福に資するのみでなく、わが国民の食生活の改善の観点からも、きわめて重要なことである。

しかも、実情を見ると、今日、学校給食を実施する学校の数は漸次増加し、学校給食を受ける児童総数のなかばを越えている。このような学校給食の実施にともない、国費、地方費および児童の保護者が負担する費用の合計額は、最近では年間約二〇〇億円を越えるものと推定されるにいたつた。それにもかかわらず、従来学校給食については、統一的な、施策または、明確な法的根拠がなくこれを実施するに当つて非常な支障をきたしていた。

そこで、学校給食を普及充実させるためには、学校給食制度の法制化が一日も猶予できないほど大きな問題となつた。

学校給食法の制定は、以上のような状勢を背景として、わが国の学校給食制度をまず法的に確立し、一応安定させたものである。

2 法の目的

学校給食は、児童の心身の健全な発達に直接に役立つのみならず家庭および地域社会における日常の食生活の合理化に重要な役割を果し、ひいては国民の食生活改善という現下の緊急課題の解決にも寄与するところがきわめて大きい。

以上のような学校給食の重要性にかんがみ、その実施に関し必要な事項に法的根拠を与え、この制度を確立するとともに、今後ますますその普及充実を図ろうとするものである。

3 学校給食の目標

小学校教育の目的および目標に関しては、学校教育法第一七条および第一八条において規定されているが、学校給食の教育目標を抽出したのは、学校給食のもつ教育的価値が初等普通教育の教育計画全体のなかで正しく認識される必要があるからである。

この意味において、法第二条の規定に掲げられた四つの目標は、学校教育法に掲げる小学校教育の目標を達成するため、特に学校給食に求めるところを明示したものである。

従つて学校給食の目標を達成するためには、各種の学習指導要領を参考し、それがもつ教育的価値を明かにし、学校の実情に応じて統一ある指導計画をたて、その実現に努めるよう留意しなければならない。

4 学校給食の実施

小学校等において実施される学校給食は、当然法第二条に定める目標達成のために努められるべきであるが、学校給食が法の趣旨にのつとり、適正に実施されるよう別に文部省告示第九〇号をもつて「学校給食実施基準」を定めた。

この実施基準は、従来から「学校給食実施方針」として文部省が示してきたことの要点をあげたものであり、今後の学校給食のあり方について、この基準を一応の目安とすることが望ましいという意味のものである。それゆえ実際には、学校の実状に応じてこの基準に適合するように努めることが望ましい。

5 小学校等の設置者の任務

法においては、学校給食の実施を小学校等の設置者に義務づけてはいないが、その教育上の重要性にかんがみ小学校等の設置者は、法第四条の規定に基き学校給食がその本来の目的に従つて開設され、運営され、継続されることに努め、法第六条に規定する財政的負担の方途を講ずることが望ましい。

6 国および地方公共団体の任務

法第五条において、学校給食の普及と健全な発達を図るため、国および地方公共団体が積極的に努力すべきことを規定している。この趣旨に基いて、法第七条以下の学校給食に関する国の援助を規定している。

特に都道府県の教育委員会においては、すでに教育委員会法第五〇条の定めるところにより、学校給食に関する企画等の事務を行うことになつており、さらに法および政令等に規定する学校給食の開設および廃止の届出(政令第一条、省令第一条及び第二条)によって、従来にも増して当該都道府県内の学校給食の実態が、は握されるので、管内の学校給食の指導と助言に遺らうのないよう取り扱われたい。

7 経費の負担等

従来は、学校給食を実施するための必要な経費の負担区分は学校ごとに区々であったが、法第六条および政令第二条の規定によって、学校給食の実施に必要な経費は、原則として、小学校等の設置者と給食を受ける児童の保護者とがそれぞれ分担することを定めた。

これらの規定は経費の負担区分を明らかにしたもので、たとえば保護者の経済的負担の現状からみて、地方公共団体、学校法人その他の者が、児童の給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではない。要するに、これらの規定は小学校等の設置者と保護者の両者の密接な協力により、学校給食がいよいよ円滑に実施され健全な発達をみることが期待されるという立法の根本趣旨に基いて、解釈されるべきである。

なお、市町村立の小学校等であっては、都道府県がその給与を負担する学校職員も、当然それぞれの職責に応じて、その学校の学校給食に従事すべき職員であることはいうまでもない。

8 学校給食に関する国の援助

法には、学校給食に対する国二つの援助に関する規定があり、そのひとつは、学校給食の開設に必要な施設または設備に要する経費に関する国庫補助であり、他のひとつは学校給食用小麦等に関する特別措置による国の援助である。

(1) 学校給食の開設に必要な施設または設備に要する経費の補助

法第七条にいう「学校給食の開設」とは、公私立の小学校等において、法第三条に規定する学校給食を新らしく開始する場合を指すのであって、この場合は、「学校給食実施基準」に適合するように計画されることが望ましい。

経費の補助を新らしく学校給食を開設する場合に限定した趣旨はまだ学校給食を実施していない、いわば農山村漁村等の学校に普及することが、今日特に必要と考えたからで、従来から文部省の方針に基いて実施されている学校給食を、決して軽視するものではない。

なお、補助規定の適用については、本校および分校は、それぞれ一つの学校とみなされる(政令第六条)。その他この補助金の事務上の取扱等は、政令第七条ないし第一三条及び省令第三条の規定により、文部省から経由機関(政令第一一条)を通じて、当該小学校等の設置者に対し行うことになっている。

(2) 学校給食用小麦等の売渡しについて

学校給食用小麦等の売渡しにおける小麦の実際上の取扱は、別に文部省から都道府県の教育委員会に通達することになるが、法第一一条に規定するごとくこの小麦等を学校給食以外の用途に使用してはならない。

(3) 乾燥脱脂ミルクの利用について

学校給食に乾燥脱脂ミルクを利用することについては、特にこの法律には規定していないが、文部省においては従来どおり学校給食のために利用する方針であり、乾燥脱脂ミルクの輸入および配給等については、財団法人日本学校給食会をして、できる限りの便宜の方途を講じさせることになっているから、その利用については従来どおり指導されたい。

(附) 昭和二七年三月二九日文施学第一一六号文部事務次官通達「昭和二七年度学校給食実施方針」は、昭和二九年九月二八日以降廃止する。

学校給食の無償化を求める意見書（案）

憲法は第26条で、教育基本法は第4条で、学校教育法は第6条でそれぞれ義務教育の無償を定めている。

しかし実際には、教材費、制服、体操着、学用品、給食費、修学旅行積立金などを家庭が負担しており、中でも、2018年度学校給食実施状況等調査では全国平均で小学校が年間に4万773円、中学校が5万4351円と給食費が最も多くなっている。

文部科学省の事務次官連絡では、食料費の負担を必ずしも保護者に求めなくともよい旨が記載され、政府も国会で、義務教育の無償化をできるだけ早く広範囲に実現したいということ、学用品、学校給食費、できれば交通費も無償対象にとの答弁を行っている。

2005年に教育基本法が制定されたことにより、学校給食法が大きく改正され、教育推進のための学校給食が学校教育の重要な柱とされており、その充実をはかることが求められる中、給食無償化の成果を「完全給食の実施状況」の調査結果では、1740自治体のうち、小中学校とも無償化が76自治体、それ以外の一部無償化・補助を実施しているのが430自治体、合わせて506自治体であり、3割に満たない。

2005年に教育基本法が制定されたことにより、学校給食法が大きく改正され、教育推進のための学校給食が学校教育の重要な柱とされており、その充実をはかることが求められる中、給食無償化の成果を問う調査では、生徒では栄養バランスの良い食事の摂取や残食を減らす意識が向上し、保護者では親子で食育について話す機会が増えたこと、学校では食育の指導に関する意識が向上したなど、食育への前向きな影響を示唆しており、学校給食無償化は、学校給食法に規定されている「学校給食の普及充実及び学校における食育の推進」にも寄与するものである。

加えて、新型コロナウイルス感染症による家計への影響、ロシアによるウクライナ侵略の影響による物価高騰などで、家庭の経済的負担を軽減する必要性は高まっている。

よって、子育て世帯の経済的負担を軽減し、学校教育の柱の一つでもある食育推進の効果も大きい給食費の無償化への支援を国の方針として行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

様

和歌山県議会議長 尾崎 要二

(意見書提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

◆意見書・決議案

番号	件名	採決結果	採決月日	会派ごとの賛否の状況					
				自民	革新	共産	公明	無会	維新
和議第72号	緊急事態に関する国会審議を求める意見書(案)	原案可決	6月21日	○	△	×	○	○	○
和議第73号	地方における鉄道ネットワークの維持を求める意見書(案)	原案可決	6月21日	○	○	○	○	○	○
和議第74号	国民健康保険等の第三者行為求償事務の充実・強化を求める意見書(案)	原案可決	6月21日	○	○	○	○	○	○
和議第75号	地方財政の充実・強化に関する意見書(案)	原案可決	6月21日	○	○	×	○	○	○
和議第76号	地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書(案)	原案可決	6月21日	○	○	×	○	○	○
和議第77号	環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書(案)	原案可決	6月21日	○	○	○	○	○	○
和議第78号	コロナ危機と物価高騰から暮らしと営業を守る緊急経済対策を求める意見書(案)	否決	6月21日	×	×	○	×	×	○
和議第79号	学校給食の無償化を求める意見書(案)	否決	6月21日	×	△	○	×	×	○

2023年4月19日 衆議院 文部科学委員会 配付資料③-2 日本共産党 宮本岳志
出典 和歌山県議会ホームページより 赤線は宮本岳志事務所

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/200100/cms/d00201675_d/fil/R4-06sanpi.pdf#ikensyo

大山崎町：予算案を減額修正 大山崎町 町長に辞職勧告決議も／京都

簡易検索 2023.03.25 地方版／京都 23頁 (全562字)

大山崎町の前川光町長が、厳しい町政運営を迫られている。町長と対立する「野党議員」が半数を超える町議会では23日、2023年度一般会計当初予算案を減額する野党側の修正動議が可決された。町長の辞職勧告決議も可決され、法的拘束力はないが今後の対応が問われそうだ。

前川氏は22年10月の町長選で共産の実質的な支援を受け、自民、公明、国民民主が推薦した元職を破って再選。一方、同日程で行われた町議選（定数12）の結果、議会は「与党」の共産4人に対し、自民系会派「大山崎クラブ」の4人など野党系が8人を占める。

この日の本会議で焦点になったのが、前川氏が町長選で公約に掲げ、今春始める大山崎中の給食だ。給食費を無償化するため、町は新年度予算案に食材購入費2530万円を計上したが、野党側から「議会への説明が足りない」「将来的な財源が不透明」と異論が噴出。共産側は「予算総額の0・3%に過ぎず、やりくりできる」と支持したが、総額71億9000万円の予算案を68億7200万円に減額した修正動議に、共産以外の全員が賛成した。

その後、山中一成町議（大山崎ク）が前川氏に対し「法令や議会を軽視している」とする辞職勧告決議を提出し、共産以外の賛成で可決された。前川氏は19年と22年に問責決議も受けている。【添島香苗】

〔京都版〕

毎日新聞

本サービスの収録内容に関する著作権その他の権利は、毎日新聞社または各権利者に帰属します。
無断転載など権利侵害となるご利用はお断りします。(C)THE MAINICHI NEWSPAPERS. All rights reserved.